

高齢者虐待の防止/ 介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント

高齢者虐待の防止

ひと、くらし、みらいのために

1. 高齢者虐待の防止
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 高齢者虐待の防止

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、面会制限) ③成年後見人の市町村長申立	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ①事実確認※1 ②権限の適切な行使※2 ①権限の適切な行使※2 ②措置等の公表 ※1 高齢者虐待防止法24条を受け、老人福祉法又は介護保険法の立入検査等に基づく事実確認 ※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

高齢者権利擁護等推進事業（介護保険事業費補助金）

1 事業の目的

令和8年度当初予算 1.2億円（1.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 事業の概要・スキーム

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）

- ・高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する理解、通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）

養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修（2007年～）

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者等を対象に、職員のストレス及びハラスメント対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

③看護職員研修（2007年～）

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置（2007年～）

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者や介護職員等からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援（2017年～）

高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

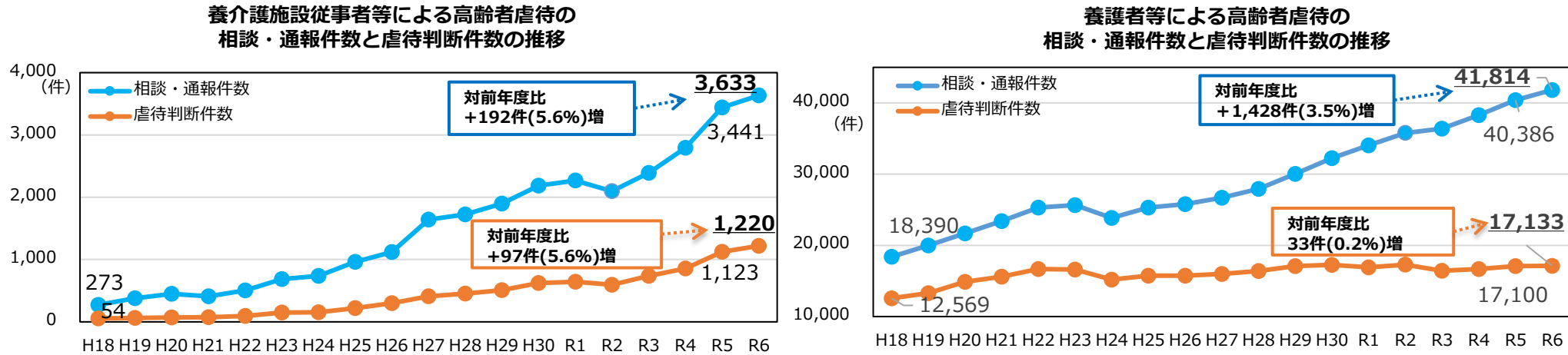
虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る指導等のための専門職の派遣

- 事業主体：都道府県
- 補助率：1/2
- 補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和6年度）

○ 高齢者虐待の相談・通報、虐待判断件数は増加傾向（養護者による虐待の判断件数は高止まり）。



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
被虐待者	男性 617人（27.4%）女性 1,627人（72.4%）不明 4人（0.2%）	男性4,198人（24.0%） 女性13,274人（76.0%）
虐待者	男性 53.6% 女性 43.5% 不明 2.9%	息子 38.9% 夫 23.0% 娘19.3%
相談・通報者	当該施設職員が27.4%で最多 次いで当該施設管理者等が18.2%、家族・親族が14.6%	警察が35.6%で最多 次いで介護支援専門員が24.4%、家族・親族7.5%
相談・通報受理からの期間（中央値）	事実確認開始まで5日 虐待判断まで43.5日	事実確認開始まで0日（即日） 虐待判断まで4日
主な発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 75.9% 職員の倫理観・理念の欠如 64.3% 職員のストレス・感情コントロール 62.5% 職員の性格や資質の問題 62.0%	被虐待者の状況：認知症の症状 58.1% 身体的自立度の低さ 48.4% 虐待者側の要因：介護疲れ・介護ストレス 57.2% 理解力の不足や低下 49.6% 家庭の要因：経済的困窮・債務（経済的問題） 33.5%
虐待種別（複数回答）	身体的虐待 51.1%（身体拘束有 22.0%）、心理的虐待 27.7% 介護等放棄 25.7%、経済的虐待 10.3%、性的虐待 3.4%	身体的虐待 64.1%、心理的虐待 37.2%、介護等放棄 19.7% 経済的虐待 16.4%、性的虐待0.4%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 28.9% 有料老人ホーム 28.4% 認知症対応型共同生活介護 14.8% 介護老人保健施設 8.9% 《虐待等による死亡事例》 5件 5人（対前年度比 0件 増減なし）	《虐待等による死亡事例》 26件 26人（対前年度比 ▲ 1件 1人減）

養介護施設従事者等による虐待の発生状況（施設・事業所別）

○ 養介護施設従事者等による虐待は、サービス種別にかかわらず、一定数発生している。

養介護施設従事者による虐待のあった施設・事業所のサービス種別（令和6年度）

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	ム（住宅型）有料老人ホーム	ホーム（介護付き）有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	352	108	10	181	35	207	139	6	15	45	49	48	6	19	1,220
割合	28.9%	8.9%	0.8%	14.8%	2.9%	17.0%	11.4%	0.5%	1.2%	3.7%	4.0%	3.9%	0.5%	1.6%	100.0%
グループ	介護保険施設：38.5%			GH・小規模多機能：17.7%			その他入所系：33.8%					居宅系：8.4%		1.6%	100.0%

出典：厚生労働省老健局 令和7年度「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」p.40.図表2-II-2-24

（参考）介護保険サービス、高齢者向け施設・住まいの利用者数

利用者数 (千人)	576.5	350.4	50.4	216.2	712.7	229.8	102.7	86.3	50.3	331.8	* 1095	* 1184.9	* 2935.8
--------------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	--------	----------	----------

*数値について、それぞれ訪問介護、通所介護、居宅介護支援のみ

※介護保険サービスは、厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（令和6年4月審査分）における受給者数を利用者数としている（介護予防は含まない）。
 短期入所施設は、短期入所生活介護、短期入所療養介護を含む。
 ※有料老人ホームは、定員数を利用者数としており、厚生労働省老健局の調査結果（R6 10/1時点）による。
 ※養護老人ホーム、軽費老人ホームの利用者数は、「社会福祉施設等調査（R6 10/1時点）」による。

(参考) 養介護施設従事者等による虐待の発生状況 (サービス種別 詳細)

(参考) 養介護施設従事者による虐待のあった施設・事業所のサービス種別 (詳細) (令和6年度)

	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設	介護医療院・介護療養型医療施設		認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等		軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	
	特別養護老人ホーム	老人ホーム 地域密着型特別養護	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	ホーム(住宅型)有料老人ホーム	人(介護付き)有料老人ホーム	介護小規模多機能型居宅	看護小規模多機能型居宅介護	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所生活介護	短期入所療養介護
件数	312	40	108	10	0	181	207	139	22	13	6	15	44	1
割合	25.6%	3.3%	8.9%	0.8%	0.0%	14.8%	17.0%	11.4%	1.8%	1.1%	0.5%	1.2%	3.6%	0.1%
訪問介護等														
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅療養管理指導	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	住宅改修	その他			
件数	38	2	3	0	0	6	0	0	0	0	0			
割合	3.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	通所介護等						居宅介護支援等			その他				合計
	通所介護(デイサービス)	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	通所リハビリ(デイケア)	老人福祉センター	その他	居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	介護老人(在宅)支援センター	無届施設等を含む複数のサマビ	養介護施設等	複数のサマビ	生活支援サービス(総合)	
件数	32	12	1	3	0	0	6	0	0	7	12	0	0	1,220
割合	2.6%	1.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.6%	1.0%	0.0%	0.0%	100.0%

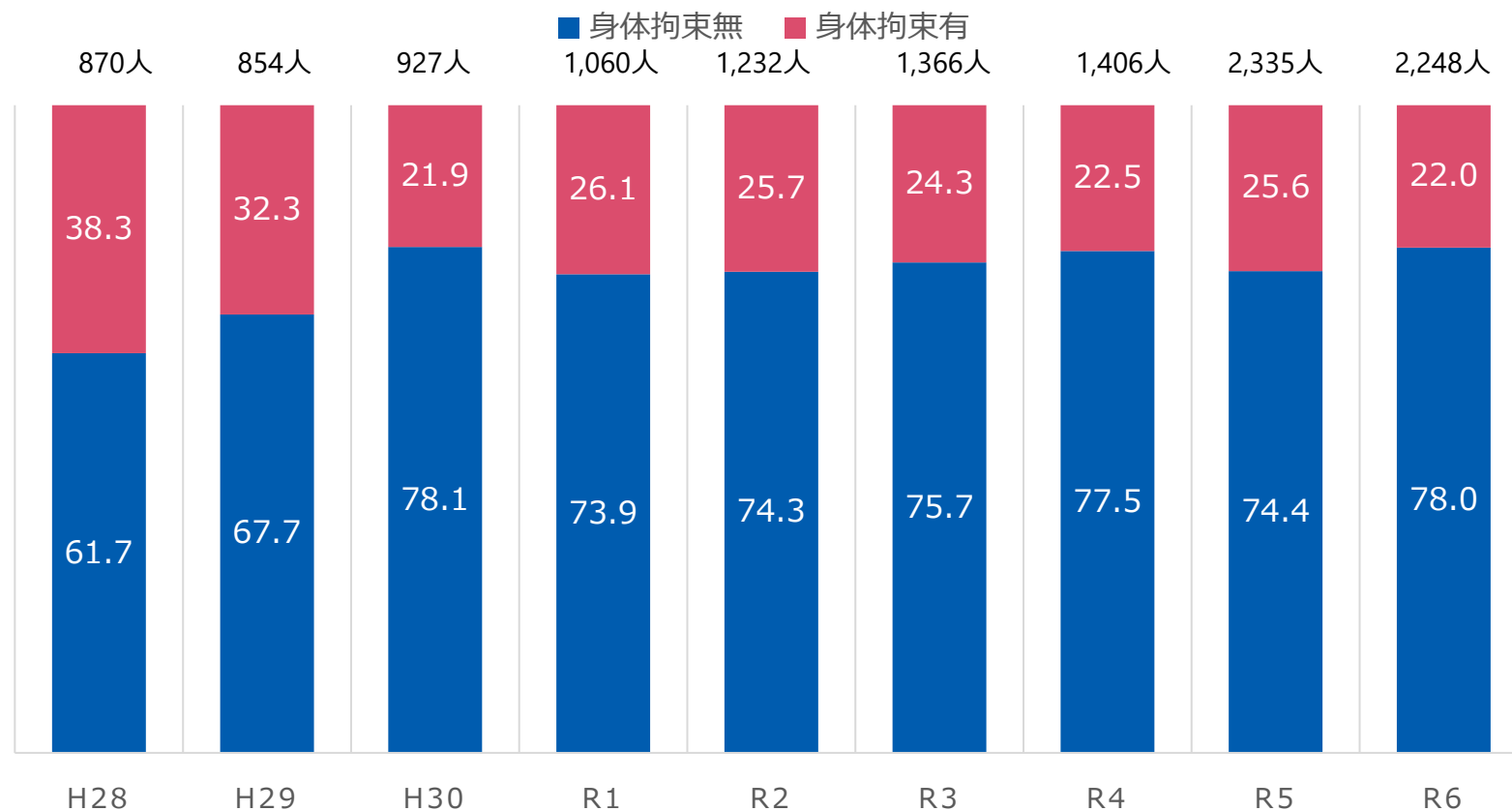
※調査対象年度内の虐待判断事例について集計

出典：厚生労働省老健局 令和7年度「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」p.40.図表2-II-2-25

養介護施設従事者等による身体的拘束等（身体的虐待）の発生状況

- 養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者のうち、緊急やむを得ない場合の適正な手続を経ていない身体的拘束等（身体的虐待）を受けている被虐待高齢者の割合は、近年の動向と同様、2割強を占めた。

養介護施設従事者等による身体拘束の有無の割合（％）



出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,平成28年度～令和5年度.

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p8を基に作成.

高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等適正化措置にかかる制度改正等の概要

時期	制度改正等の概要
平成12年 4月	○介護保険法の施行
平成12年度	□身体拘束禁止規定（施設系サービスを中心に理念規定からスタート）
平成18年 4月	○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行 ＊第20条に虐待防止措置義務を規定（研修の実施、苦情処理体制の整備等）
平成18年度	□身体拘束を例外的に行う場合の記録の義務化（施設系・居住系及び多機能） ●身体拘束廃止未実施減算の創設（施設・居住系サービス対象） 所定単位 5 単位／日
平成30年度	□身体的拘束等適正化（体制整備）を要件適用（組織管理義務） ●減算率見直し（5 単位／日→10％／日）
令和 3 年度	□全介護サービス施設・事業所を対象とした高齢者虐待防止措置の創設（経過措置 3 年間）
令和 6 年度	□高齢者虐待防止措置の義務化（居宅療養管理指導は、経過措置 3 年間延長） ●高齢者虐待防止措置未実施減算の導入（福祉用具貸与は、経過措置 3 年間） 減算率:基本報酬1％／日 □身体的拘束等の適正化の対象事業所及び未実施減算対象事業所の拡大（短期系及び多機能系事業所） （未実施減算は経過措置 1 年） ●身体拘束廃止未実施減算（短期系及び多機能系）：減算率 1 ％／日 □身体的拘束等の原則禁止規定及び記録の義務対象事業所の拡大（訪問系・通所系）

○法律

□省令（基準）

●告示（減算）

「高齢者虐待防止の推進」及び「身体的拘束等の適正化の推進」の概況

令和8年4月1日現在

		施設系サービス・居住系サービス等									多機能系サービス 短期入所系サービス				通所系サービス等・訪問系サービス																	
		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	特定施設入居者生活介護 (介護予防)	認知症対応型共同生活介護 (介護予防)	地域密着型特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム	短期入所生活介護 (介護予防)	短期入所療養介護 (介護予防)	小規模多機能型居宅介護 (介護予防)	看護小規模多機能型居宅介護	訪問介護	通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	訪問入浴介護 (介護予防)	(介護予防)訪問看護	訪問リハビリテーション (介護予防)	居宅療養管理指導 (介護予防)	通所リハビリテーション (介護予防)	福祉用具貸与 (介護予防)	特定福祉用具販売 (介護予防)	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 (介護予防)	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護 (介護予防)		
高齢者虐待防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者虐待防止措置 未実施減算の有無 (○:▲1%) (*:介護報酬算定なし)	○	○	○	○	○	○	*	*	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○※2	-	○	○	○	○	○	○
身体的拘束等の適正化	身体的拘束等の原則禁止 や記録に関する規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	身体的拘束等の適正化の為の 措置に関する規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	身体拘束廃止 未実施減算の有無 (○:▲10%) (○:▲1%) (*:介護報酬算定なし)	○	○	○	○	○	○	*	*	*	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○ 経過措置期間を3年間延長
※1 (令和9年3月31日まで)

○ 3年間の経過措置期間有
※2 (令和9年3月31日まで)

○ 有料老人ホーム設置運営標準
指導指針における規定(法令上
義務なし)

- 介護保険法改正により、算定費用
額の調整が告示上可能となる

高齢者虐待防止措置未実施減算の概要

減算要件

- 別に厚生労働大臣が定める基準*を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を所定単位数から減算する。

*指定介護老人福祉施設基準第35条の2（同基準第49条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。

必要となる人員・設備等

- 高齢者虐待防止措置未実施減算については、施設において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第35条の2（指定介護老人福祉施設基準第49条において準用している場合も含む。）に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。
- 具体的には、
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、
 - ・虐待の防止のための指針を整備していない、
 - ・虐待の防止のための研修を年2回以上実施していない、
 - ・又はこれらを適切に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について入所者全員について所定単位数から減算することとする。

高齢者虐待防止措置未実施減算の請求事業所数

○ 2025年11月請求事業所に対する減算請求事業所平均割合は、0.33％であった（減算を導入した前年同月平均0.23％）。

	202511		
	請求事業所数	減算請求事業所数	算定率 (注1)
短期入所生活介護	10,661	3	0.03%
短期入所療養介護（介護医療院）	90	0	0.00%
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	54	1	1.85%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3,425	1	0.03%
地域密着型介護老人福祉施設	2,568	2	0.08%
地域密着型通所介護	17,904	75	0.42%
地域密着型特定施設入居者生活介護	367	1	0.27%
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	16	1	6.25%
通所リハビリテーション	7,655	37	0.48%
通所介護	24,315	42	0.17%
通所型サービス（独自）	31,964	63	0.20%
通所型サービス（独自／定額）	235	0	0.00%
通所型サービス（独自／定率）	4,311	0	0.00%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,435	3	0.21%
特定施設入居者生活介護	6,074	7	0.12%
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	219	0	0.00%
認知症対応型共同生活介護	14,167	23	0.16%
認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	215	0	0.00%
認知症対応型通所介護	2,647	3	0.11%
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1,150	1	0.09%
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	144	0	0.00%
訪問リハビリテーション	5,747	86	1.50%
訪問介護	35,343	121	0.34%
訪問看護	17,427	61	0.35%
訪問型サービス（独自）	22,463	87	0.39%
訪問型サービス（独自／定額）	122	0	0.00%

	202511		
	請求事業所数	減算請求事業所数	算定率 (注1)
訪問型サービス（独自／定率）	4,225	0	0.00%
訪問入浴介護	1,537	2	0.13%
夜間対応型訪問介護	185	0	0.00%
介護医療院	930	3	0.32%
介護予防支援	7,613	11	0.14%
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,711	6	0.16%
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	29	0	0.00%
介護予防短期入所生活介護	4,231	1	0.02%
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	10	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	6	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	553	0	0.00%
介護予防通所リハビリテーション	7,474	39	0.52%
介護予防特定施設入居者生活介護	4,691	5	0.11%
介護予防認知症対応型共同生活介護	978	1	0.10%
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	2	0	0.00%
介護予防認知症対応型通所介護	412	1	0.24%
介護予防訪問リハビリテーション	4,206	44	1.05%
介護予防訪問看護	13,776	38	0.28%
介護予防訪問入浴介護	219	0	0.00%
介護老人福祉施設	8,566	4	0.05%
介護老人保健施設	4,105	1	0.02%
居宅介護支援	35,634	91	0.26%
小規模多機能型居宅介護	5,258	8	0.15%
小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	270	0	0.00%

（注1）「算定率（事業所ベース）」は、各減算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの

【出典】介護給付費等実態統計（令和7年11月審査分）及び介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供）より老健局高齢者支援課作成

身体拘束廃止未実施減算の概要

減算要件

- 別に厚生労働大臣が定める基準*を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の**100分の10**に相当する単位数を所定単位数から減算する。

*指定介護老人福祉施設基準第11条第5項及び第6項又は第42条第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。

必要となる人員・設備等

- 身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項又は第42条第7項の記録(指定介護老人福祉施設基準第11条第4項又は第42条第6項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び指定介護老人福祉基準第11条第6項又は第42条第8項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。
- 具体的には、
 - ・ 記録を行っていない、
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない、
 - ・ 又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について入所者全員について所定単位数から減算することとする。

身体拘束廃止未実施減算の請求事業者数

○ 2025年11月請求事業所に対する減算請求事業所平均割合は、0.05%であった（前年同月平均0.13%）。

（※のサービスは、令和7年から減算導入）

	202511		
	請求事業所数	減算請求事業所数	算定率(注1)
短期入所生活介護（※）	10,661	0	0.00%
短期入所療養介護（介護医療院）（※）	90	0	0.00%
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）（※）	54	0	0.00%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）（※）	3,425	0	0.00%
地域密着型介護老人福祉施設	2,568	3	0.12%
地域密着型特定施設入居者生活介護	367	0	0.00%
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	16	0	0.00%
特定施設入居者生活介護	6,074	11	0.18%
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	219	0	0.00%
認知症対応型共同生活介護	14,167	27	0.19%
認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	215	0	0.00%
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（※）	1,150	0	0.00%
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）（※）	144	0	0.00%
介護医療院	930	3	0.32%
介護予防小規模多機能型居宅介護（※）	3,711	0	0.00%
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）（※）	29	0	0.00%
介護予防短期入所生活介護（※）	4,231	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）（※）	10	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）（※）	6	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）（※）	553	0	0.00%
介護予防特定施設入居者生活介護	4,691	6	0.13%
介護予防認知症対応型共同生活介護	978	1	0.10%
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	2	0	0.00%
介護老人福祉施設	8,566	9	0.11%
介護老人保健施設	4,105	5	0.12%
小規模多機能型居宅介護（※）	5,258	0	0.00%
小規模多機能型居宅介護（短期利用型）（※）	270	0	0.00%

（注1）「算定率（事業所ベース）」は、各減算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの

【出典】介護給付費等実態統計（令和7年11月審査分）及び介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供）より老健局高齢者支援課作成

1. 高齢者虐待の防止



2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<改定前>

なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

5. ④ 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び 業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。

【省令改正】

- ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- イ 業務継続計画の策定等

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<改定前>
なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

1. 高齢者虐待の防止

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

高齢者虐待防止措置・身体的拘束等の適正化に関連する各種意見

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

【高齢者虐待防止の推進】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。
- また、施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る
- 小規模事業所を含む全ての介護サービス事業者において、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が適切に講じられるよう、関係団体等を通じて具体的な取組例を周知するなど、体制整備について更なる対応を行っていくべきである。

【身体的拘束等の適正化の推進】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。
- 平成13年の策定以来改訂が行われていない「身体拘束ゼロへの手引き」について、訪問系サービス、通所系サービス等に関する記載や、在宅の高齢者や家族等への支援に関する記載の充実を行うなど、身体的拘束等の適正化を更に推進する観点から、必要な改訂を行うべきである。

社会保障審議会介護保険部会 介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25）（抄）

Ⅳ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保 （高齢者虐待防止の推進）

- 近年、高齢者の住まいが多様化している中、有料老人ホームや有料老人ホームに該当しないサ高住等の高齢者住まいにおける虐待防止対策のための取組を更に強化する必要がある。
- 令和6年度介護報酬改定により、全てのサービス種別の運営基準において身体的拘束等が原則禁止されたが、依然として適正な手続を経ていない身体的拘束等は、養介護施設従事者等による虐待事案の2～3割程度を占め続けており、引き続き、取組の実効性の確保を図ることが重要である。

3 運営に関する基準

(12)運営規程

④虐待の防止のための措置に関する事項（第6号）

(22)の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

(22) 虐待の防止

基準省令第27条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から指定居宅介護支援事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定居宅介護支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第1条の2の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定居宅介護支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針(第2号)

指定居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

施設は年2回以上

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)

指定居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)

○虐待防止委員会及び研修について

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

高齢者権利擁護等推進事業（介護保険事業費補助金）

令和8年度当初予算 1.2億円（1.2億円）

※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 事業の概要・スキーム

- 事業主体：都道府県 ■補助率：1/2
 ■補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）

- ・高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する理解、通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）

養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修（2007年～）

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者等を対象に 職員のストレス及びハラスメント対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

③看護職員研修（2007年～）

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置（2007年～）

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者や介護職員等からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援（2017年～）

高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る指導等のための専門職の派遣

高齢者虐待防止に向けた体制整備の推進

①ヒアリング調査結果から、事業所における高齢者虐待防止に向けた取組の工夫点等を整理して報告書に掲載

図表 54 介護施設・事業所を対象としたヒアリング調査結果

項目	取組内容
虐待防止委員会の運営の工夫	<u><委員会の内容について></u> - 委員会のなかで虐待と疑われる行為に関するセルフチェックを実施している。(介護老人保健施設) - 虐待が起きやすい時間・場所・人員体制を整理し、委員会のなかで現場職員ともその状況に該当する利用者の確認や職員の心理面の状況確認を実施している。(介護老人福祉施設) - 委員会の名称は用いていないが、虐待事例に関しての内容を日常的にいないで話し合いやカンファレンスを行っている。(居宅療養管理指導) <u><委員会の開催形式について></u> - 運営基準で定められた回数よりも多く、委員会を開催している。(介護老人福祉施設) - 法人内の複数事業所で委員会を合同開催している。(居宅介護支援事業所) - リスクマネジメントや身体拘束適正化に関する委員会と一体的に虐待防止に関する委員会も実施している。(介護老人福祉施設) - 医療安全委員会において虐待に関する報告も取扱い、検討している。(居宅療養管理指導) <u><委員会の参加者について></u> - 主治医を含め、看護師、生活相談員、ケアマネジャー、介護職員等、複数職種が参加している。(介護老人福祉施設)
	<u><指針策定の方法について></u> - 法人本部で一括して雛形を作成したうえで、事業所の状況に合わせて内容や運用方法は調整している。(居宅介護支援事業所) - 自治体や業界団体等が公開しているサンプルを参考にしながら、施設に必要な内容を盛り込んでいる。(介護老人福祉施設) - 自治体が公開した指針作成の手引きを基本として作成し、運用についても自治体の指針を参考にしている。(居宅療養管理指導)
	<u><研修の内容について></u> 新聞等に掲載されている虐待に関する記事を持ち寄り、虐待が起こった背景や防ぐための方法についてグループワークで話し合っている。(介護老人福祉施設)

項目	取組内容
	- メンタルクリニックによるアンガーマネジメントの研修を取り入れている。(介護老人福祉施設) - 言葉遣いや接遇に関する研修を取り入れている。(介護老人福祉施設) - 虐待にあたるかどうか判断が難しいグレーゾーンにあたるケアを取り上げ、事例検討を行っている。(認知症対応型共同生活介護施設) - 毎年自治体の実施している認知症実践者研修に参加し、認知症のある利用者とのコミュニケーションについて学びを深めている。(介護老人福祉施設) - 身体拘束を受ける体験や高齢者体験を通して、利用者の気持ちを知るための研修を取り入れている。(介護老人福祉施設)

②ヒアリング調査等の内容やケーススタディをポイント集にまとめて周知



日本総研
The Japan Research Institute, Limited

令和7年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業
介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業

介護施設・事業所等で働く方々への
高齢者虐待防止のためのポイント集

令和8年3月
株式会社日本総合研究所

身体拘束廃止・防止に向けた取組の推進

「身体拘束廃止・防止の手引き」(令和7年3月.厚生労働省老健局)の発行

高齢者¹の尊厳を損なう不当な身体拘束は、施設だけでなく、当該高齢者の生活する在宅においても確認されている現状を踏まえ、高齢者に対する不当な身体拘束を廃止・防止するべく、介護施設に加えて、在宅における介護事業所と家族等も対象とし、令和5年度老人保健健康増進等事業における「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」及び令和6年度の厚生労働省委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」で設けた委員会での検討を経て、「身体拘束ゼロへの手引き¹を見直し、「高齢者虐待対応国マニュアル」²の別冊として作成。

¹ 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年。

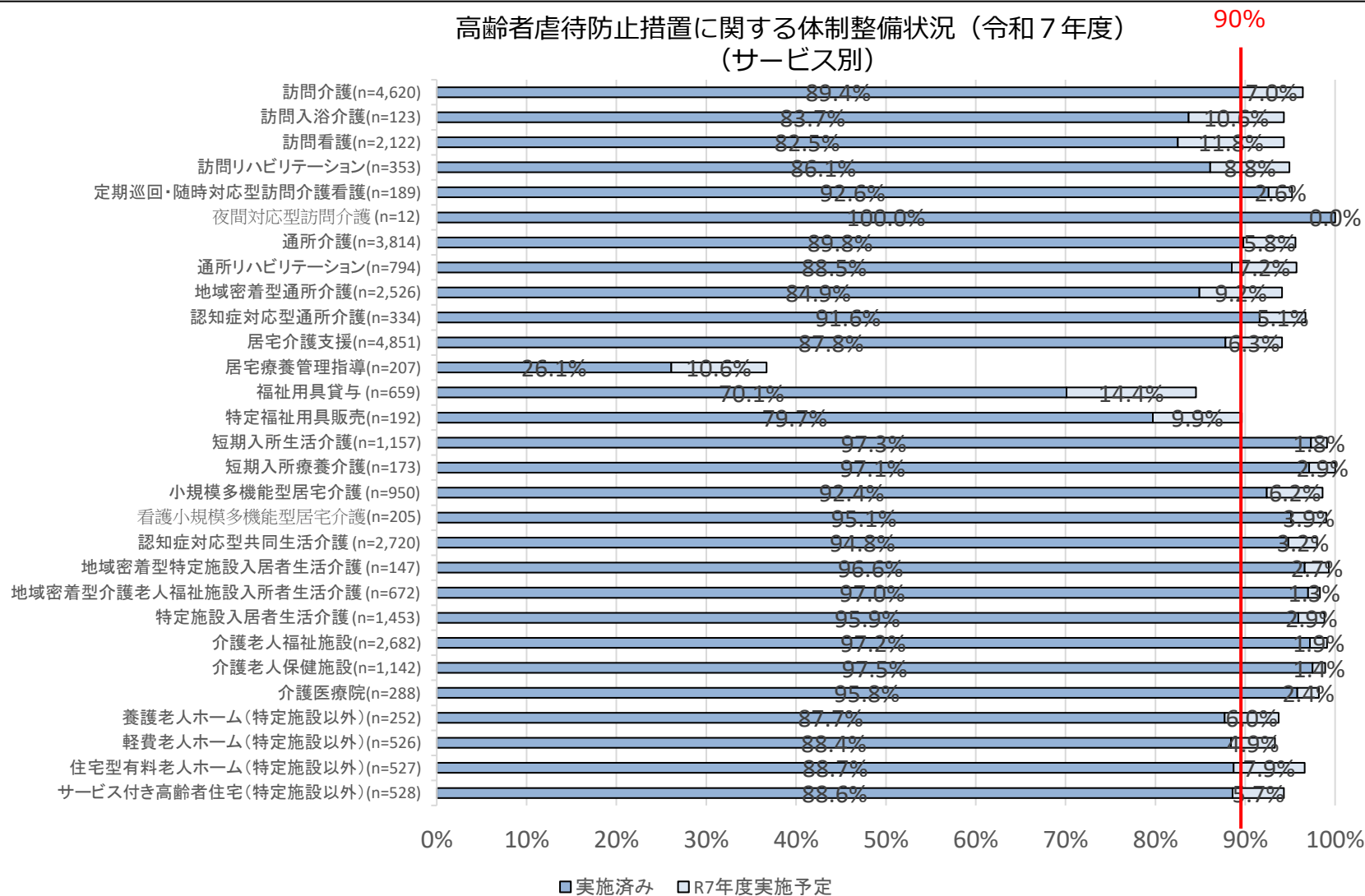
² 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」令和7年3月

○主な見直し内容

- ・ 高齢者の「尊厳の保持」の意味および重要性に関する内容を追補。
- ・ 介護施設・在宅における介護事業所および家族を対象として、「尊厳の保持」と「自立支援」に必要な本人の意思の尊重や意思決定支援の重要性に関する内容の充実化。
- ・ 家族への支援についても追補。

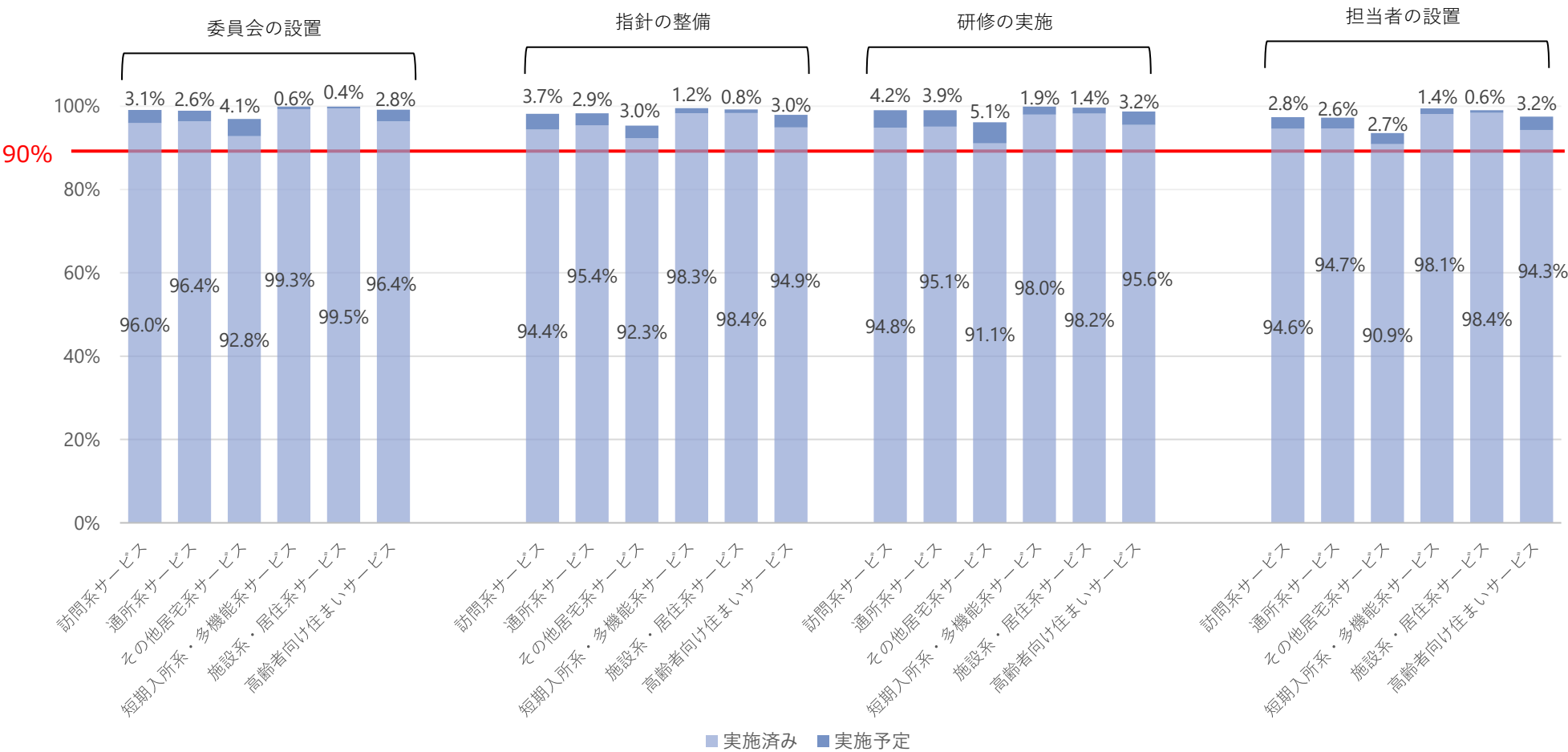
介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和7年度）

○ サービス種別によって多少の差はあるものの、概ね9割以上が実施（令和7年度実施予定を含む）となっているが、義務化経過措置期間延長中の居宅療養管理指導のみが約4割と低位。



(参考) 介護施設・事業所における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和7年度）

介護施設・事業所における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和7年度）



出典：令和7年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」
株式会社日本総合研究所より作成

虐待が発生した介護保険施設・事業所における虐待防止措置の実施状況（令和6年度）

- 令和6年度中に虐待が発生した施設等における高齢者虐待防止措置実施割合は、7～8割程度の状況であり、全サービス事業所における取組状況と比較すると、1～2割程度低い。
- 特に、住宅型有料老人ホームや居宅介護支援等における取組が低位である。

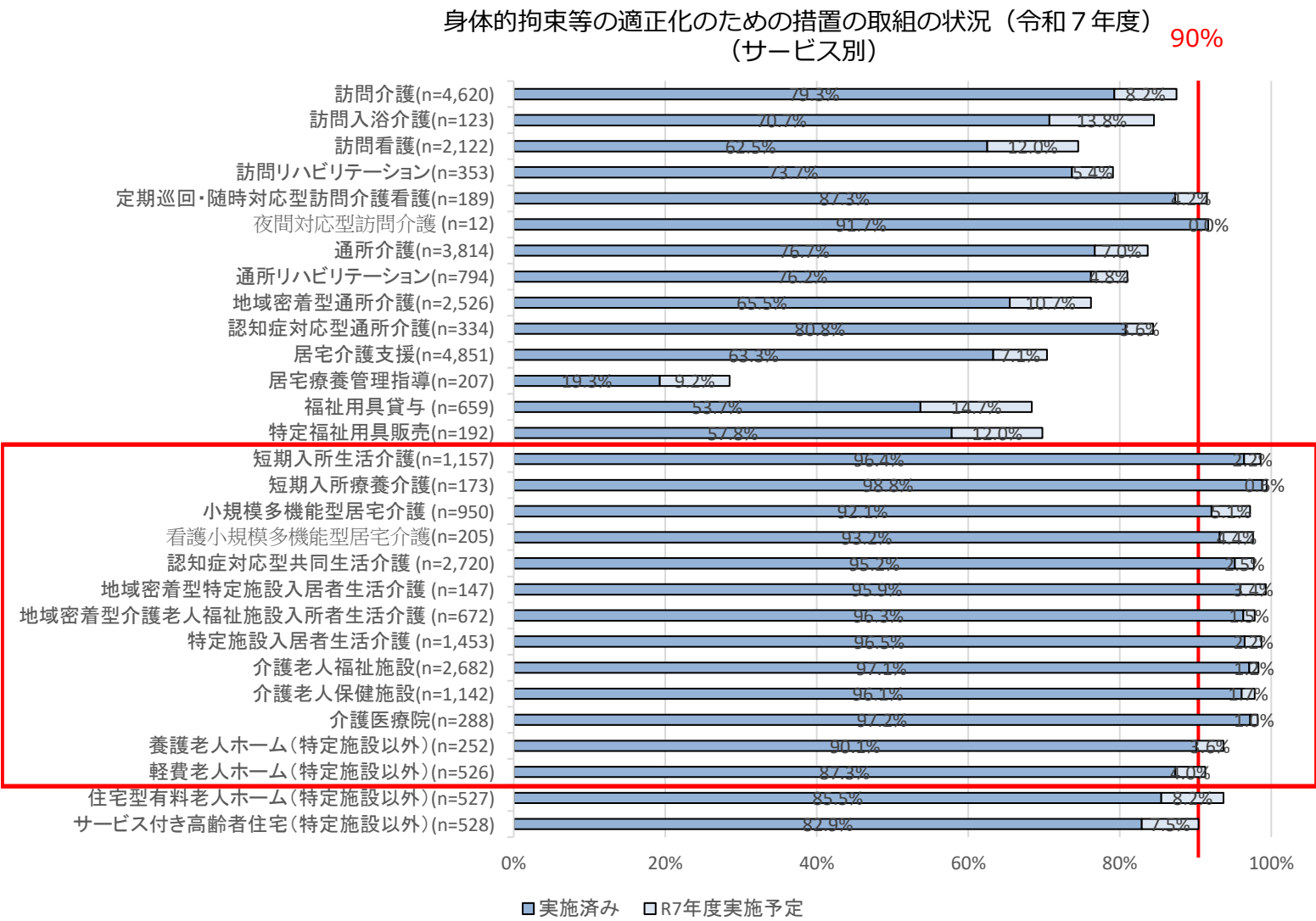
（参考）虐待が発生した施設・事業所の取組

	施設・事業所数	管理者の虐待防止に関する研修受講あり		職員に対する虐待防止に関する研修実施あり		虐待防止委員会の設置あり		虐待防止に関する指針の整備あり		虐待防止措置を実施するための担当者の配置あり	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	352	236	67.0%	317	90.1%	303	86.1%	301	85.5%	259	73.6%
介護老人保健施設	108	68	63.0%	95	88.0%	92	85.2%	81	75.0%	76	70.4%
介護医療院・介護療養型医療施設	10	8	80.0%	9	90.0%	8	80.0%	7	70.0%	8	80.0%
認知症対応型共同生活介護	181	127	70.2%	148	81.8%	144	79.6%	154	85.1%	131	72.4%
（住宅型）有料老人ホーム	207	113	54.6%	137	66.2%	124	59.9%	114	55.1%	104	50.2%
（介護付き）有料老人ホーム	139	98	70.5%	123	88.5%	114	82.0%	112	80.6%	105	75.5%
小規模多機能型居宅介護等	35	21	60.0%	23	65.7%	28	80.0%	29	82.9%	28	80.0%
軽費老人ホーム	6	5	83.3%	5	83.3%	5	83.3%	4	66.7%	4	66.7%
養護老人ホーム	15	8	53.3%	14	93.3%	15	100.0%	14	93.3%	12	80.0%
短期入所施設	45	31	68.9%	40	88.9%	41	91.1%	40	88.9%	36	80.0%
訪問介護等	49	27	55.1%	39	79.6%	36	73.5%	35	71.4%	33	67.3%
通所介護等	48	28	58.3%	34	70.8%	32	66.7%	34	70.8%	32	66.7%
居宅介護支援等	6	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%	1	16.7%	1	16.7%
その他	19	8	42.1%	13	68.4%	11	57.9%	13	68.4%	13	68.4%
計	1,220	779	63.9%	999	81.9%	956	78.4%	939	77.0%	842	69.0%

出典：厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」（令和8年3月）p.49図表2-II-2-41

介護保険施設・事業所における身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和7年度）

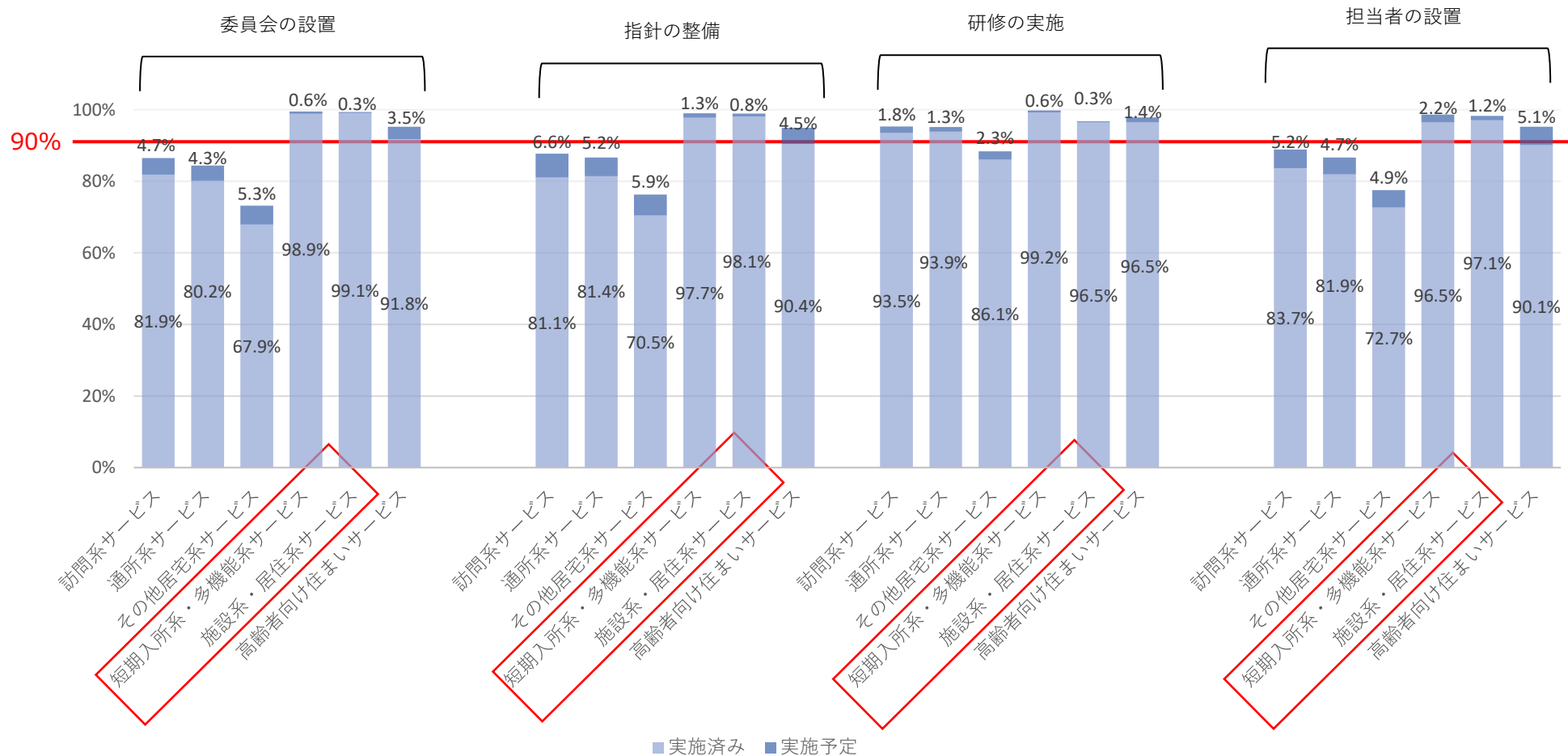
○ 適正化措置が義務化されているサービス（赤枠）は、概ね9割以上が実施（令和7年度実施予定を含む）。訪問系・通所系サービスは、適正化措置が義務づけられていないものの、一部サービスを除き、体制は一定程度整備されつつある状況。



出典：令和7年老人保健増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」アンケート調査（悉皆）より

(参考) 介護保険施設・事業所における身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和7年度）

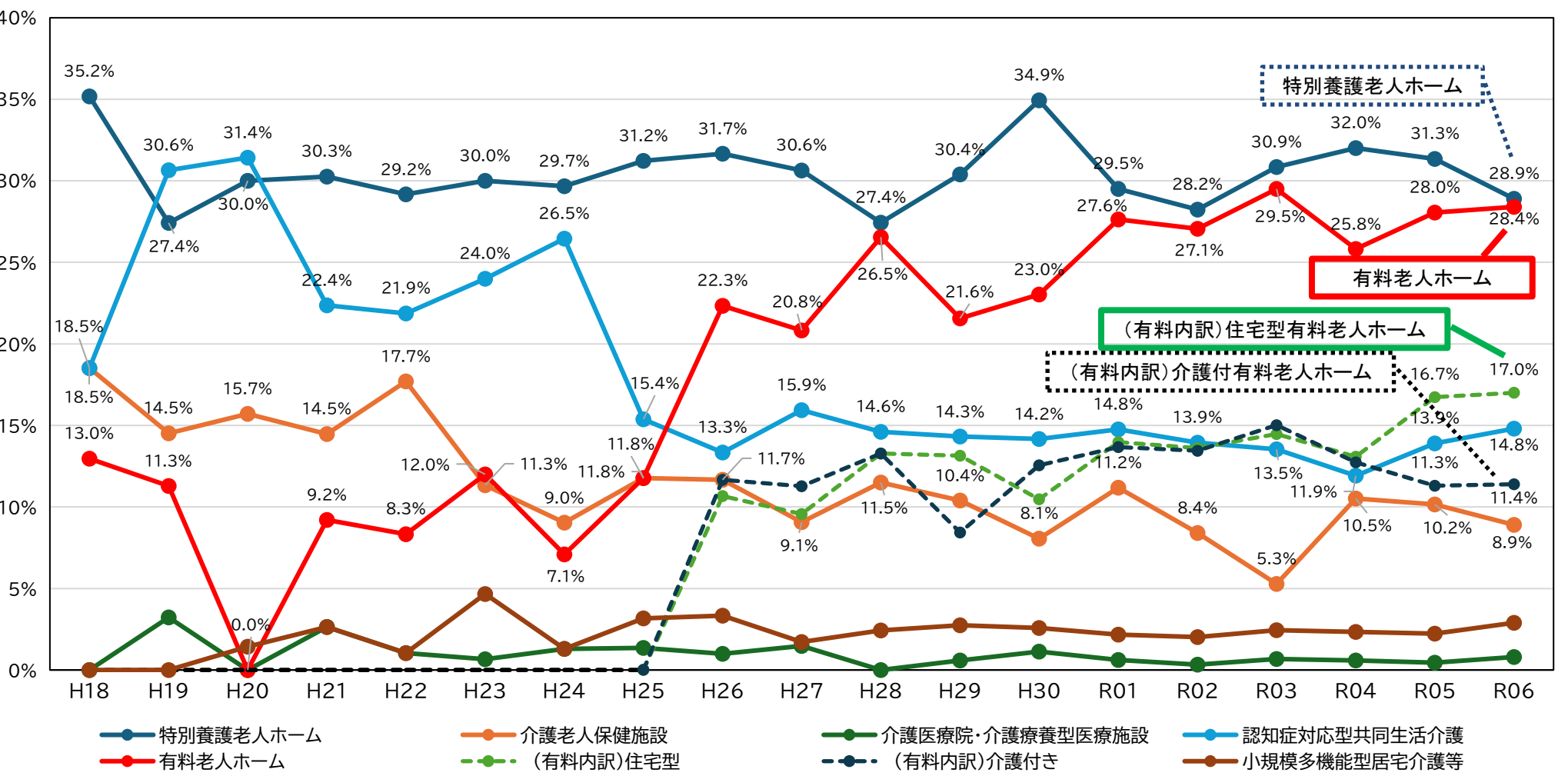
介護保険施設・事業所における身体的拘束等の適正化のための措置の実施状況（令和7年度）



出典：令和7年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」
株式会社日本総合研究所より作成

虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較

○ 養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較をみると、特別養護老人ホームが最も多いが減少傾向、次いで有料老人ホーム（内訳では住宅型有料老人ホーム）が多く、近年増加傾向。



(参考) 施設における虐待行為に対する指導等の違い

- 介護保険法に基づく施設と老人福祉法に基づく養護老人ホームと軽費老人ホームについては、設置者による虐待防止措置が義務付けされた。現行、有料老人ホームにおける虐待防止措置については、あくまでも「技術的助言」である「指針」に規定されており、法令上の義務付けがない。

(※) 有料老人ホームの登録制の施行に向けて、登録基準等について有識者検討会で議論を行っているところ。

		介護保険法	老人福祉法		高齢者居住安定確保法
該当施設	法律	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム 軽費老人ホーム * 特定の指定を受けているものは介護保険法で対応	有料老人ホーム (住宅型) * 特定の指定を受けているものは介護保険法で対応	有料老人ホームに該当しない サービス付き高齢者向け住宅
許認可等	法律	指定	許認可	届出	登録（任意）
施設の虐待防止措置規定	省令	運営基準 義務 有	運営基準 義務 有	設置標準指導指針 (法令上の義務なし)	高齢者住まい法施行規則 (法令上の義務なし・登録申請に係る別紙様式に基づく措置の有無の提出のみ)
虐待行為	法律	第88条等 人格尊重義務違反	社会福祉法72条 不当な行為	老人福祉法29条 不当な行為 利益を害する行為	虐待行為に関する規定 なし
虐待防止法での対応	法律	「養介護施設従事者等」による虐待として対応			「養介護施設従事者等」による虐待に該当しないため「養護者」による虐待として対応
指導根拠	法律	第23・24条、 第77条、78条の10等 実地指導・監査	老人福祉法第18条 社会福祉法第70条	第29条 報告・検査等	第24条 報告・検査等
処分	法律	改善命令 一部効力停止 指定取消	制限・停止命令 廃止命令 認可・許可の取消し	改善命令 事業の制限 停止命令	指示 登録の取消し

1. 高齢者虐待の防止
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況



4. 現状と課題及び論点

高齢者虐待防止措置及び身体拘束廃止未実施減算の現状と課題

現状と課題

- 令和6年度介護報酬改定において、高齢者虐待防止の推進・身体的拘束等の更なる適正化を図るため、一部のサービスを除く全ての介護サービスにおいて、高齢者虐待防止措置の義務化や身体的拘束等の原則禁止といった運営基準の見直しや、一定の場合における基本報酬の減算を設ける等、所要の措置を講じた。
(注：居宅療養管理指導・特定福祉用具販売・福祉用具貸与については、経過措置が設けられている、又は対象外となっている。)
- 身体的拘束等の適正化措置及び身体拘束廃止未実施減算については、通所系・訪問系サービスは対象外となっている。
- 身体拘束廃止未実施減算の減算率について、施設系・居住系サービスは100分の10であるところ、多機能系・短期入所系サービスは100分の1であり、サービスによって減算率が異なる。
- 令和6年度介護報酬改定における所要の措置により、施設等における取組状況が進んでいる一方で、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報及び虐待判断件数は、増加傾向にある。また、高齢者虐待における適正な手続を経ていない身体的拘束等の発生状況も例年2～3割と横ばい傾向が続いている。
- 虐待が認められた施設・事業所に占める有料老人ホームの割合は、高めで推移しているところ、有料老人ホームにおける高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化について、有料老人ホーム設置運営標準指導指針（局長通知）では規定されているが、法令上の義務は規定されていない。

論点

- 高齢者虐待をめぐる状況を踏まえ、実効性のある高齢者虐待防止対策を促進するため、どのような方策が考えられるか。特に、経過措置が設けられているサービスや、高齢者虐待防止措置の義務等の対象外となっているサービスの取扱いについてどう考えるか。

介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 介護現場における安全性の確保の概況
2. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
3. 現状と課題及び論点



1. 介護現場における安全性の確保の概況

2. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

3. 現状と課題及び論点

居宅サービス、地域密着型サービスにおける安全管理体制に関する基準等

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）（抄）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第37条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

※ 地域密着型サービスにおいても同様に規定されている。

介護保険施設における安全管理体制に関する基準等

○ 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抄）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第35条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

事故発生時の対応・事故発生時の防止措置に関する規定

- 事故発生時の対応については、介護保険法に基づく運営基準及び老人福祉法に基づく運営基準等に定められている。
- 事故発生時の防止措置については、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の運営基準に定められているほか、住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅については「有料老人ホーム設置標準運営指導指針」に定められている。

	施設サービス事業所	居宅サービス事業所	地域密着型サービス事業所（※2）	住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅	養護老人ホーム・経費老人ホーム
（1）事故発生時の対応					
①市町村・家族等への連絡	○	○	○	△（指針）（※3）	○
②事故状況・処置の記録	○	○	○	△（指針）	○
③損害賠償	○	○	○	△（指針）	○
（2）様式の標準化（※1）	○ 可能な限り 標準様式を使用	○ 可能な限り 標準様式を使用	○ 可能な限り 標準様式を使用	○ 可能な限り 標準様式を使用	○ 可能な限り 標準様式を使用
（3）事故発生の防止					
①指針の整備	○	—	—	△（指針）	○
②報告・分析及び従業者への周知	○	—	—	△（指針）	○
③事故発生防止の委員会及び従業者に対する研修	○	—	—	△（指針）	○
④担当者の配置	○	—	—	△（指針）	○

（※1）「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和6年11月29日付関係課長通知）

（※2）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、施設サービス同様に事故発生の防止措置が義務づけられている。

（※3）「有料老人ホーム設置標準運営指導指針」（令和6年12月6日付老健局長通知）は、あくまでも「技術的助言」である「指針」であり、法令上の義務付ではない。

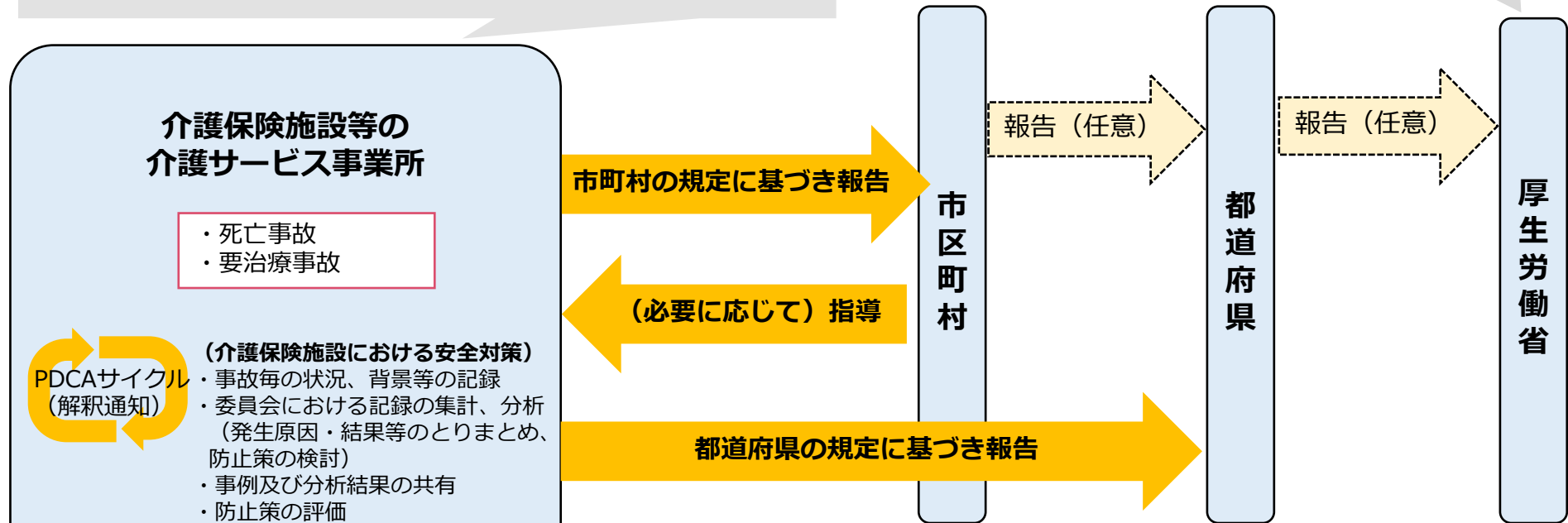
(参考) 現状の事故報告の仕組み

- 事故が発生した場合、事業所は市区町村に報告を行うこととなっているが、都道府県や国（厚生労働省）への報告は任意となっているため、一元的な事故情報の集約は行われていない。
- 運営基準の解釈通知により、事故防止に向けたPDCAサイクルに取り組むことを介護保険施設に求めているが、全国的な事故情報の集約・分析・活用の仕組みはない。

【報告にあたって施設が感じている課題】

- ・施設内で利用している事故報告書から市区町村指定の事故報告書への転記が手間 34.4%
- ・介護事故報告を行っても市区町村からのフィードバックを得られない 33.8%
- ・事故報告書の提出に時間がかかる（郵送提出・持ち込み提出等） 17.5%

国において一元的に事故情報の集約・分析・活用を行う仕組みがない



【市区町村における事故情報の活用状況】

- ・介護事故報告を提出した施設に対して指導や支援を行うために活用する 49.6%
- ・介護事故報告を提出した施設以外への実施指導や助言時に活用する（事例紹介等） 28.6%
- ・活用していない 27.2%

介護保険施設における安全管理体制に係る加算の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
介護老人福祉施設						
安全管理体制未実施減算	－5単位/日	－19	3.8	0.0%	1	0.0%
安全対策体制加算	20単位/回(入所者1人につき1回を限度)	234	11.7	0.1%	4543	53.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
安全管理体制未実施減算	－5単位/日	－4	0.9	0.0%	1	0.0%
安全対策体制加算	20単位/回(入所者1人につき1回を限度)	20	1	0.1%	698	27.2%
介護老人保健施設						
安全管理体制未実施減算	－5単位/日	－8	1.7	0.0%	1	0.0%
安全対策体制加算	20単位/回(入所者1人につき1回を限度)	475	23.8	0.2%	2922	71.2%
介護医療院						
安全管理体制未実施減算	－5単位/日	－1	0.3	0.0%	1.0	0.1%
安全対策体制加算	20単位/回(入所者1人につき1回を限度)	42	2.1	0.1%	431	46.3%

(注1)「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。 (注2)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。
(注3)色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。
【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局高齢者支援課作成

1. 介護現場における安全性の確保の概況



2. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

3. 現状と課題及び論点

介護現場の安全性の確保に関する各種意見

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

【国による事故情報の一元的な収集・分析・活用】

- 介護事業所における事故発生の防止を推進する観点から、国における事故情報の収集・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することを見据え、事故情報を一元的に収集し、国・都道府県・市町村がそれぞれアクセスできるデータベースの整備を検討していくべきである。
- 様式の統一化や電子的な報告に向けて、市町村に対して、事故情報の電子的な受付を実施するよう周知するほか、効率的な事故情報の収集、効果的な分析、事業所及び地方公共団体の負担軽減の観点から、以下の事項について検討していくべきである。
 - ・ 電子報告様式の統一化や報告を求める事項の見直し
 - ・ 事故報告の対象範囲の見直し
 - ・ 事故情報の収集・分析・活用に関する国・都道府県・市町村の役割分担等の在り方
 - ・ 事故情報に関するデータベースの設計

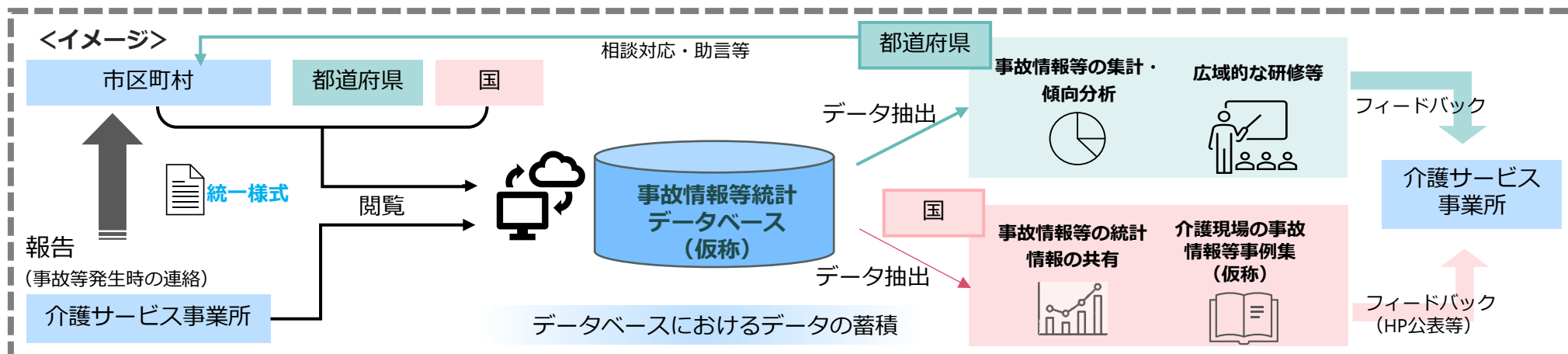
介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

【介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進】

- 介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、事業所における事故発生の防止を推進することが重要である。このため、全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、収集した事故情報を基に傾向の把握及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることが必要である。
- これを前提に、国・都道府県・市町村の役割は以下と考えられる。
 - ・ 市町村：事故が発生した事業所からの報告の受付、報告内容の集計・傾向把握
 - ・ 都道府県：報告内容の広域的な集計・傾向把握、市町村からの相談対応・助言等、広域的な研修、注意喚起等
 - ・ 国：事故情報の収集（システム・DB構築）・分析・活用（分析情報の共有）による全国的な事故防止のPDCAサイクルの構築、報告様式の標準化

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 収集した事故情報をもとに傾向の把握及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることにより介護事業所における事故発生の防止を推進し、より良いケア等を実現し、ひいては利用者のQOLを向上させることが重要ではないか。
これを前提に、国・都道府県・市町村の役割について以下のように考えられるがどうか。
 - ・ 市町村：事故が発生した事業所からの報告の受付、報告内容の集計・傾向把握
 - ・ 都道府県：報告内容の広域的な集計・傾向把握、市町村からの相談対応・助言等、広域的な研修、注意喚起等
 - ・ 国：事故情報の収集(システム・DB構築)・分析・活用(分析情報の共有)による全国的な事故防止のPDCAサイクルの構築
- 施設・事業所から市町村への報告を行う一元的システムを構築する場合、個人情報保護の観点から情報セキュリティが確保されている必要がある。また、市町村・都道府県にとってアクセスしやすいシステムであることが必要。したがって「介護サービス情報公表システム」^(※1)を活用し、事故情報の報告のためのサブシステムを新たに構築することとしてはどうか。
- システム化に向け、統一する報告様式の見直しについては、標準様式^(※2)を基本にしつつ、発生した事故の状況をより客観的に捉えられるような必要な項目を追加してはどうか。原因分析や再発防止が進むよう、分析の観点に関する事項(事故の発生場所や種別の追加、利用者の状態変化、環境・設備や介護者の介護技術等の観点毎に原因分析及び再発防止策を記述)を充実させることや、本取組の目的は原因分析・再発防止であって個別事案に対する責任所在の追及ではないことを踏まえ、個人が特定されうる情報の取得は行わないこととするとしてどうか。
- 事故報告の対象範囲については、サービスを受ける側、提供する側、サービス提供の指導監督に当たる関係者の合意に基づき誤解なく運用されることが望ましいため、こうした関係者等で専門的に議論する場を設け、検討を進めることとしてはどうか。
- 「有料老人ホームのあり方」検討会のとりまとめや第122回部会（6月30日）での議論を踏まえ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいにおいても事故防止を進めていくことが必要ではないか。



(※1) 「介護サービス情報公表システム」はLGWAN（総合行政ネットワーク）を活用しており、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク上に構築されている（システム利用の際にはG.bizIDの取得も必要）。また、市町村・都道府県・国においてそれぞれ情報の取得範囲をあらかじめ設定することも可能。

(※2) 「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和6年11月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課長 認知症施策・地域介護推進課長 老人保健課長通知）において標準的な報告様式を提示。

資料 1

発生時の状況欄に「時間」と「行為の主体」を追加

事故報告標準様式の見直し（案）②

「発生時の対応」を「事故の概要」に統合

「検査・処置等の概要」を削除

「利用者の状況」「独自項目追加欄」を削除

5 医療対応の概要	受診方法	☐ 施設内の医師（配置医含む）が対応 ☐ 受診（外来・往診） ☐ 救急搬送 ☐ その他（ ）			
	受診先	医療機関名	連絡先（電話番号）		
	診断名				
6 事故発生後の状況	診断内容	☐ 切傷・剥離 ☐ 捻挫・脱臼 ☐ 骨折（部位： ） ☐ 気道閉塞 ☐ 熱傷 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）			
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	☐ 配偶者 ☐ 子または子の配偶者 ☐ その他（ ）		
		報告時の家族等の反応			
	連絡した関係機関（連絡した場合のみ）	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他			
		自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）			
	本人、家族、関係先等への追加対応（あれば）				
※死亡に至った場合	死亡年月 yyyy年mm月				

「家族等への報告年月日」を削除

「報告時の家族等の反応」を追加

事故発生の際に、事業所として適切な対応ができていたかを確認するチェックリスト（リスクの事前説明、リスク評価、リスクの予見と事故回避措置）を追加

事故発生後、原因を分析する際に以下の項目を確認

☐ ①契約時点において、今般の事故に関連して、対象者の心身状態で想定される個別リスク及び心身の状態変化等があった場合に通常予見されるリスクや、それに対応したケアの方針を対象者本人・家族に対して説明していたか？

☐ ②利用開始後に個々の対象者のアセスメントに基づいてリスク評価を行っていたか？必要に応じ、その結果を対象者本人・家族に対し説明していたか？

☐ ③事故に関係するリスクを予見できていた場合に、事故を回避するための措置を講じていたか？（事故予防の対策がとれていたか？）

事故の原因分析及び再発防止策に、原因として想定される項目（観点）を追加
➡該当する項目にチェックを入れた上で、具体的な内容を記載できる仕様に修正

- 【追加項目】
- ☐対象者の行為や状態変化
 - ☐組織運営体制
 - ☐マニュアル・手順
 - ☐環境・設備
 - ☐介護技術
 - ☐職員間の連携・情報共有
 - ☐その他

7 事故の原因分析	事故の種類	☐ 対象者の日常生活動作中に発生した事故 ☐ 介助中等、職員が関与した事故	
	（事故発生に起因する要素のある観点についてチェックをして記入）※複数選択可		
	☐ ケア対象者の行為や状態変化 ☐ 組織運営体制 ☐ マニュアル、手順		
	☐ 環境、設備 ☐ 介護技術 ☐ 職員間の連携、情報共有		
	☐ その他		
	ケア対象者の行為や状態変化		
	組織運営体制		
	マニュアル、手順		
	環境、設備		
	介護技術		
8 再発防止策	職員間の連携、情報共有		
	その他		
	（再発防止策として取り組む事項を記載すること）		
	ケア対象者の行為や状態変化		
	組織運営体制		
	マニュアル、手順		
	環境、設備		
9 その他 特記すべき事項（あれば）	介護技術		
	職員間の連携、情報共有		
	その他		

事故の分類（利用者の行為によるものか、介助中か）を追加

居宅・通所サービス事業所等における安全対策の取組状況①

- 事故発生防止のための指針の策定状況について、「事業所単独で策定している」と回答した事業所が54.5%、「他事業所と合同で策定している（併設する施設・病院での合同策定、運営法人単位での策定など）」と回答した事業所が42.8%であった一方で、「策定していない」と回答した事業所は約5%であった。
- 安全管理担当者の配置状況について、「事業所単独で配置している」と回答した事業所が52.0%、「他事業所と合同で配置している（併設する施設・病院の担当者の兼務、運営法人単位での配置等）」と回答した事業所が37.3%であった。
- サービス種別毎では、訪問介護が「事業所単独で配置している」と回答した割合最も高く、約6割を超えた。

■事故発生防止のための指針の策定状況

	単位 (%)			
	事業所単独で策定している	他事業所と合同で策定している（併設する施設・病院での合同策定、運営法人単位での策定など）	策定していない	その他
全体 (n=2031)	54.5	42.8	4.9	1.3
訪問介護 (n=378)	61.6	35.2	5.3	0.5
訪問入浴介護 (n=97)	43.3	56.7	1.0	2.1
訪問看護 (n=174)	63.8	34.5	4.0	0.6
訪問リハビリテーション (n=98)	55.1	53.1	2.0	0.0
通所介護 (n=207)	52.7	46.9	4.8	1.9
地域密着型通所介護 (n=168)	65.5	31.0	3.6	1.2
認知症対応型通所介護 (n=100)	44.0	55.0	4.0	0.0
通所リハビリテーション (n=102)	54.9	44.1	2.0	1.0
小規模多機能型居宅介護 (n=145)	48.3	49.0	3.4	2.8
看護小規模多機能型居宅介護 (n=92)	44.6	53.3	4.3	1.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (n=82)	43.9	56.1	1.2	1.2
夜間対応型訪問介護 (n=17)	41.2	52.9	5.9	5.9
居宅介護支援 (n=241)	46.9	44.8	10.4	0.8
福祉用具貸与/特定福祉用具販売 (n=130)	61.5	29.2	8.5	4.6

■安全管理担当者の配置状況

	単位 (%)			
	事業所単独で配置している	他事業所と合同で配置している（併設する施設・病院の担当者の兼務、運営法人単位での配置等）	配置していない	その他
全体 (n=2031)	52.0	37.3	13.1	0.9
訪問介護 (n=378)	60.8	29.1	12.2	0.3
訪問入浴介護 (n=97)	42.3	52.6	8.2	1.0
訪問看護 (n=174)	57.5	31.6	12.1	0.6
訪問リハビリテーション (n=98)	34.7	56.1	10.2	2.0
通所介護 (n=207)	58.0	39.1	9.2	0.0
地域密着型通所介護 (n=168)	57.1	26.2	15.5	1.2
認知症対応型通所介護 (n=100)	47.0	45.0	12.0	0.0
通所リハビリテーション (n=102)	58.8	42.2	3.9	1.0
小規模多機能型居宅介護 (n=145)	53.8	34.5	14.5	0.7
看護小規模多機能型居宅介護 (n=92)	51.1	38.0	14.1	1.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (n=82)	45.1	48.8	8.5	2.4
夜間対応型訪問介護 (n=17)	29.4	52.9	11.8	5.9
居宅介護支援 (n=241)	34.4	46.9	19.1	1.2
福祉用具貸与/特定福祉用具販売 (n=130)	60.0	20.0	23.8	1.5

【出典】 令和7年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」

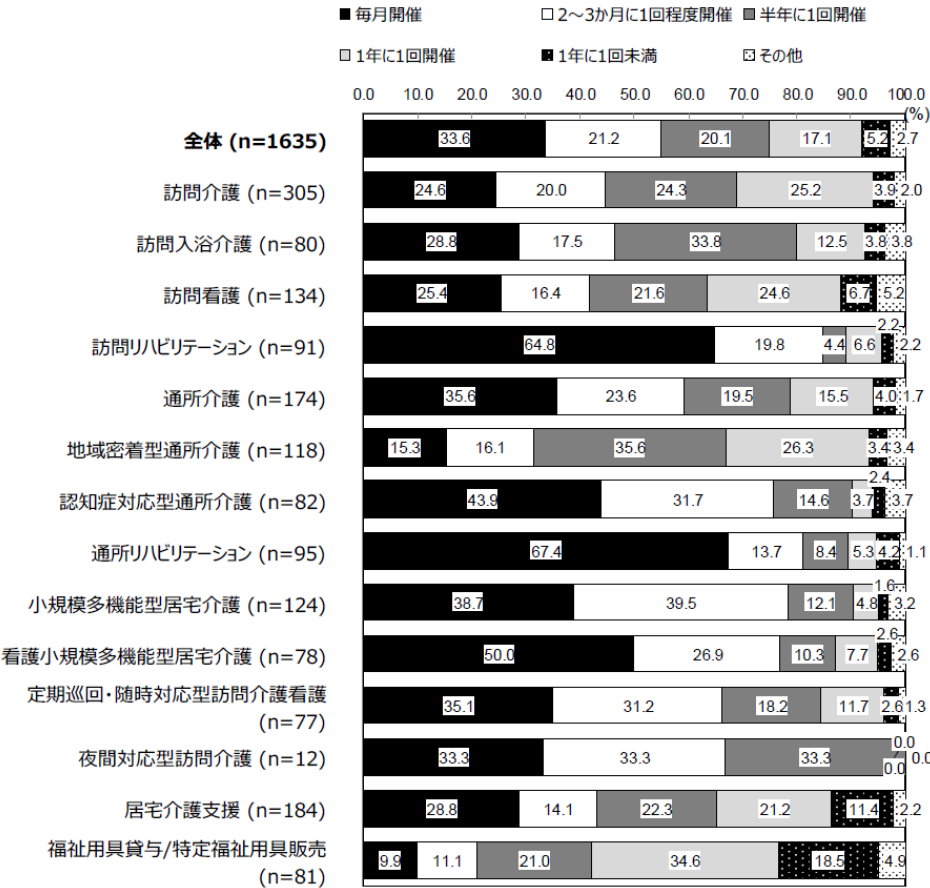
居宅・通所サービス事業所等における安全対策の取組状況②

- 安全対策委員会の設置状況について、「事業所内のみの単独で設置している」と回答した事業所が40.8%、「他事業所との合同で設置している（併設する施設・病院との合同設置、運営法人単位での設置等）」と回答した事業所が41.6%であった。
- 安全対策委員会の開催頻度は、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの6割以上が「毎月開催」していると回答した。

安全対策委員会の設置状況

	単位 (%)			
	事業所内のみの単独で設置している	他事業所との合同で設置している（併設する施設・病院との合同設置、運営法人単位での設置等）	設置していない	その他
全体 (n=2031)	40.8	41.6	19.5	1.5
訪問介護 (n=378)	49.5	32.5	19.3	0.8
訪問入浴介護 (n=97)	26.8	57.7	17.5	1.0
訪問看護 (n=174)	43.1	35.6	23.0	2.3
訪問リハビリテーション (n=98)	25.5	68.4	7.1	2.0
通所介護 (n=207)	44.4	42.0	15.9	1.9
地域密着型通所介護 (n=168)	45.8	24.4	29.8	1.2
認知症対応型通所介護 (n=100)	34.0	54.0	18.0	1.0
通所リハビリテーション (n=102)	50.0	49.0	6.9	1.0
小規模多機能型居宅介護 (n=145)	45.5	40.0	14.5	2.1
看護小規模多機能型居宅介護 (n=92)	45.7	43.5	15.2	0.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (n=82)	41.5	56.1	6.1	2.4
夜間対応型訪問介護 (n=17)	23.5	47.1	29.4	0.0
居宅介護支援 (n=241)	27.8	49.4	23.7	1.2
福祉用具貸与/特定福祉用具販売 (n=130)	36.9	25.4	37.7	3.1

安全対策委員会の開催頻度



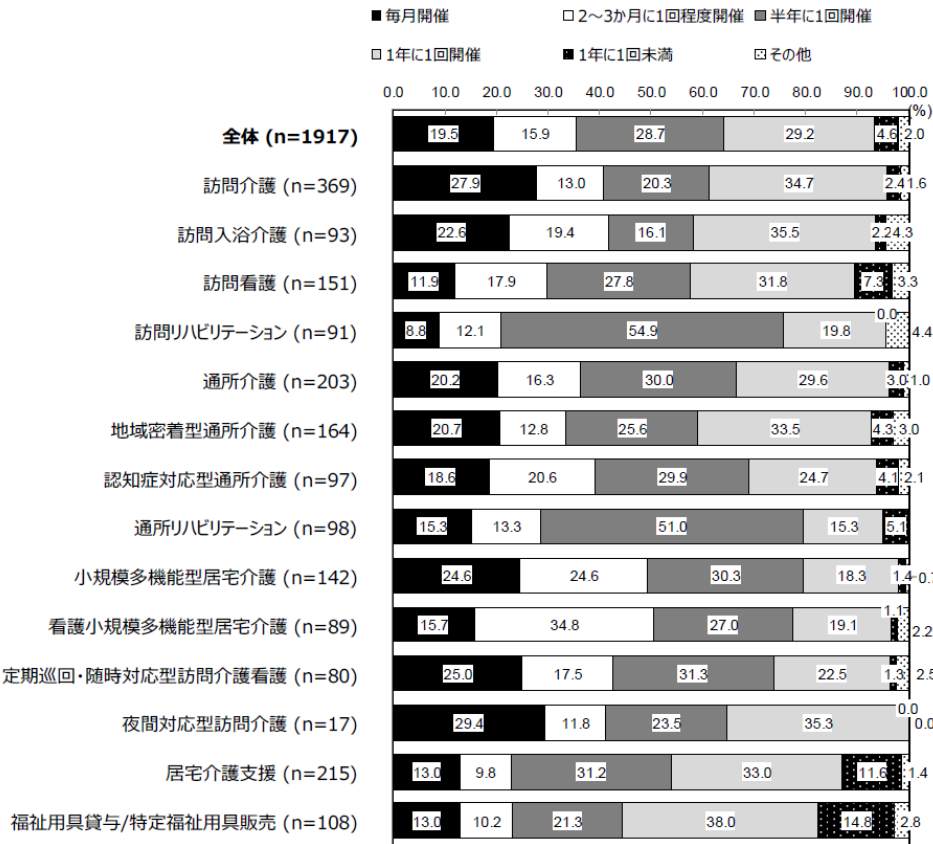
居宅・通所サービス事業所等における安全対策の取組状況③

- 職員研修の実施状況について、「事業所内のみの単独で実施している」と回答した事業所が56.6%、「他事業所との合同で実施している（併設する施設・病院との合同研修、運営法人単位での研修等）」が43.1%であり、「実施していない」と回答した事業所は5.6%であった。
- 職員研修の開催頻度は、「毎月開催」していると回答した割合が最も高いのが夜間対応型訪問介護、「2～3か月に1回程度」を含めると、看護小規模多機能型居宅介護が最も高く、約5割を超えた。

職員研修の実施状況

	単位 (%)				
	事業所内のみの単独で実施している	他事業所との合同で実施している（併設する施設・病院との合同研修、運営法人単位での研修等）	自治体や団体等が実施する外部研修に参加している	実施していない	その他
全体 (n=2031)	56.6	43.1	12.2	5.6	1.5
訪問介護 (n=378)	71.4	32.3	13.0	2.4	1.3
訪問入浴介護 (n=97)	52.6	53.6	4.1	4.1	3.1
訪問看護 (n=174)	52.3	37.9	10.9	13.2	0.6
訪問リハビリテーション (n=98)	31.6	63.3	7.1	7.1	2.0
通所介護 (n=207)	67.1	36.7	8.7	1.9	1.0
地域密着型通所介護 (n=168)	66.7	33.3	7.7	2.4	2.4
認知症対応型通所介護 (n=100)	54.0	59.0	13.0	3.0	0.0
通所リハビリテーション (n=102)	59.8	45.1	9.8	3.9	0.0
小規模多機能型居宅介護 (n=145)	56.6	49.7	20.0	2.1	3.4
看護小規模多機能型居宅介護 (n=92)	62.0	41.3	16.3	3.3	2.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (n=82)	53.7	59.8	4.9	2.4	1.2
夜間対応型訪問介護 (n=17)	41.2	70.6	5.9	0.0	0.0
居宅介護支援 (n=241)	33.2	53.5	19.9	10.8	2.5
福祉用具貸与/特定福祉用具販売 (n=130)	53.8	27.7	13.1	16.9	0.0

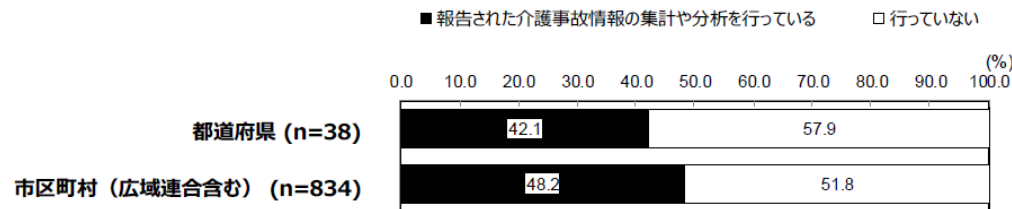
職員研修の開催頻度



介護保険の居宅系サービスで発生した事故情報の自治体における活用状況

- 介護現場から「報告された介護事故情報の集計や分析を行っている」と回答したのは、都道府県で42.1%、市区町村で48.2%で半数に満たなかった。
- 介護事故情報の活用状況について、「介護事故報告を提出した事業所に対して指導や支援を行うために活用する」と回答した都道府県が55.3%、市区町村が49.6%であった。

■介護現場で発生した事故情報の集計・分析実施状況



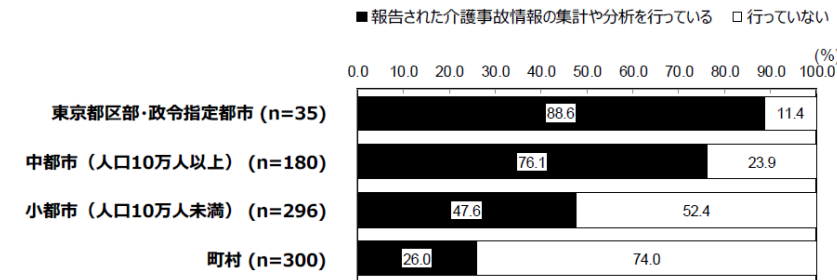
■実施している集計・分析 (複数回答)

	介護事故の件数を単純集計している	発生した介護事故の件数を、事業所種別ごとに整理し、傾向を把握している	発生した介護事故の件数を、別ごと(転倒・誤嚥等)に整理し、傾向を把握している	発生した介護事故の件数を、利用者の特性ごと(要介護度・認知症高齢者日常生活自立度等)に整理し、傾向を把握している	発生した介護事故の件数を、事故が発生した場所ごと(居室・トイレ等)に整理し、傾向を把握している	発生した介護事故の件数を、事故が発生した時間帯ごとに整理し、傾向を把握している	発生した介護事故の個別ケースについて、重大事故については発生状況を時系列に整理している	発生した介護事故の個別ケースについて、重大事故についてはその原因や対応を掘り下げて分析している	その他
都道府県 (n=16)	75.0	68.8	81.3	25.0	50.0	25.0	25.0	12.5	0.0
市区町村 (広域連合含む) (n=402)	79.1	49.8	58.2	26.9	35.3	28.1	11.9	10.7	2.2

■事故情報の活用状況 (複数回答)

	介護事故報告を提出した事業所に対して指導や支援を行うために活用する	介護事故報告を提出した事業所以外への実地指導や助言時に活用する(事例紹介等)	自治体内の事業所への注意喚起としての通知を行う際に活用する	定例で実施している自治体内の事業所との連絡会議等で活用する	定例で実施している自治体内の事業所向けの研修で活用する	自治体独自のマニュアル等に反映している	自治体における制度の運用方法の見直し等に活用する	活用していない	その他
都道府県 (n=38)	55.3	31.6	21.1	2.6	10.5	5.3	10.5	18.4	13.2
市区町村 (広域連合含む) (n=832)	49.6	28.1	18.6	12.9	7.8	0.8	2.3	27.6	7.1

■自治体規模別の事故情報の集計・分析実施状況 (クロス集計)



【出典】令和7年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業」

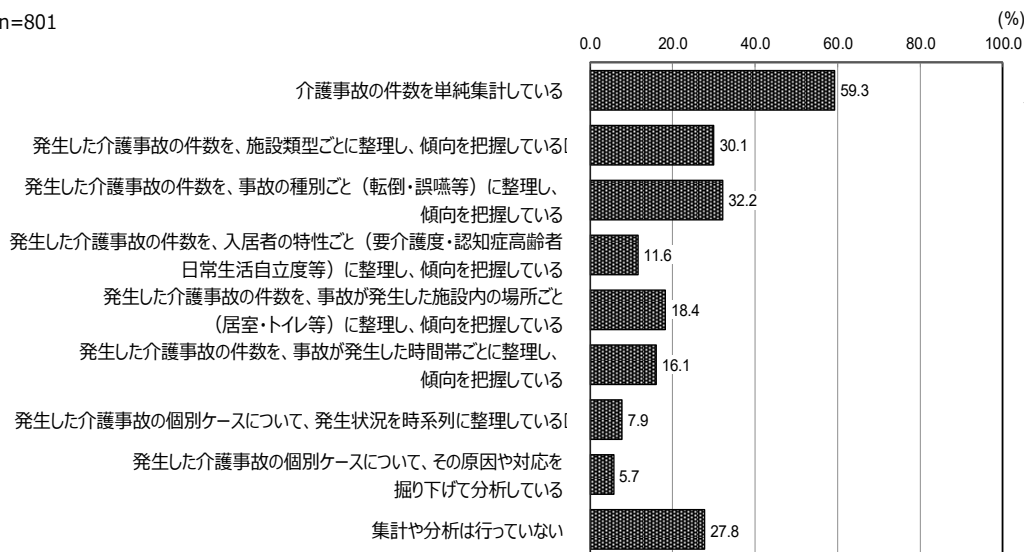
市区町村における事故情報の集計・分析・活用の状況

令和4年度改定検証調査（介護保険施設）

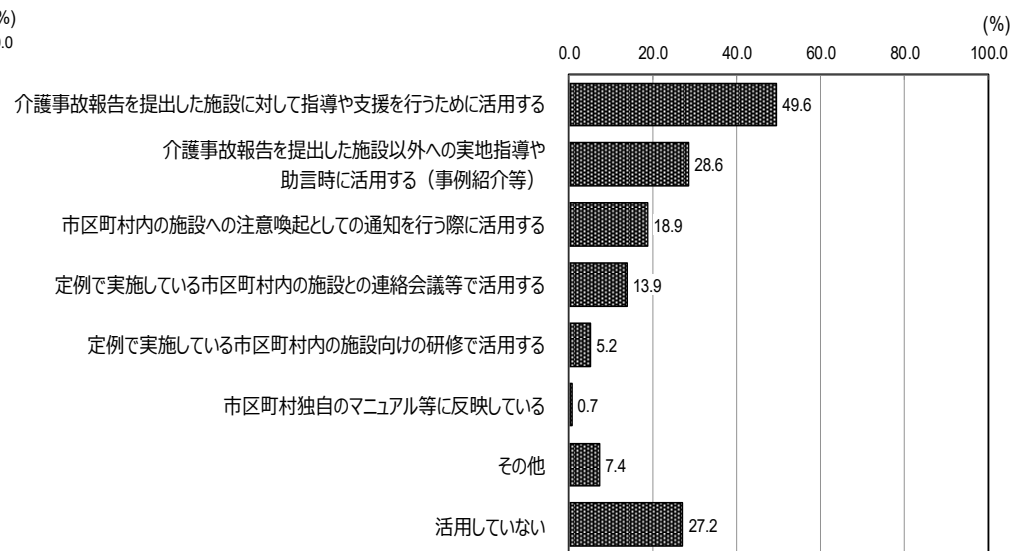
- 市区町村における事故情報の集計・分析の有無については、「介護事故の件数を単純集計している」が59.3%と最も多く、一方で、「集計や分析は行っていない」が27.8%であった。
- 活用方法については、「介護事故報告を提出した施設に対して指導や支援を行うために活用する」が49.6%と最も多く、一方で、「活用していない」が27.2%であった。

【介護事故情報の集計・分析の有無（複数回答）】 n=801

n=801



【介護事故情報の活用方法（複数回答）】 n=801

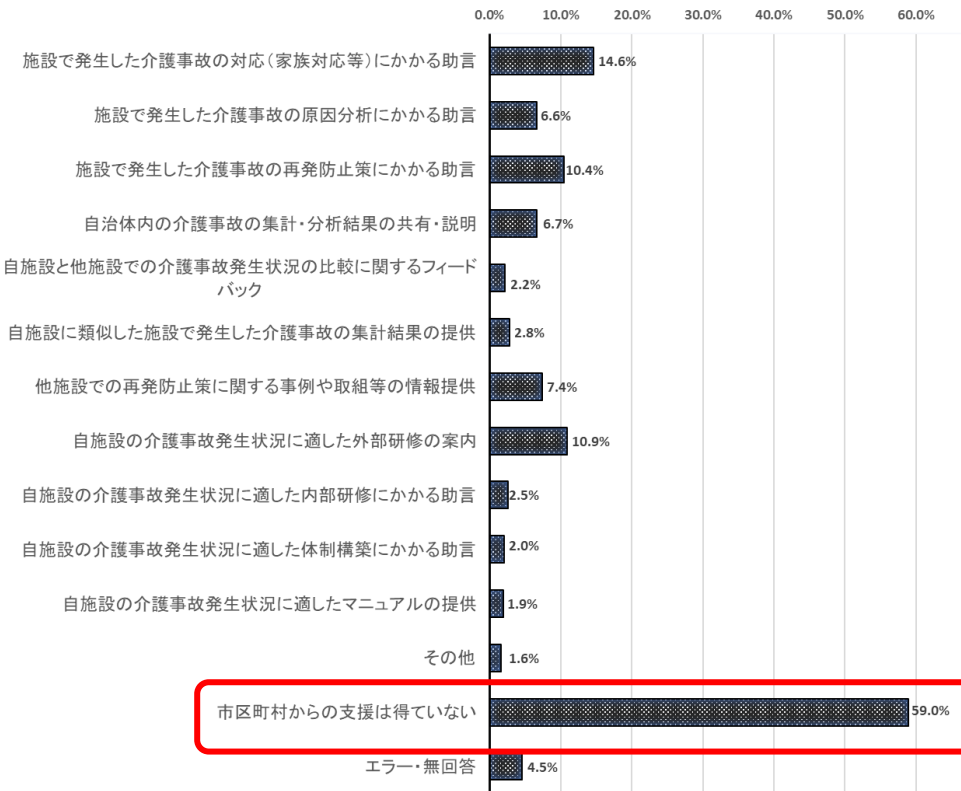


市区町村における事故情報の活用の状況（施設調査）

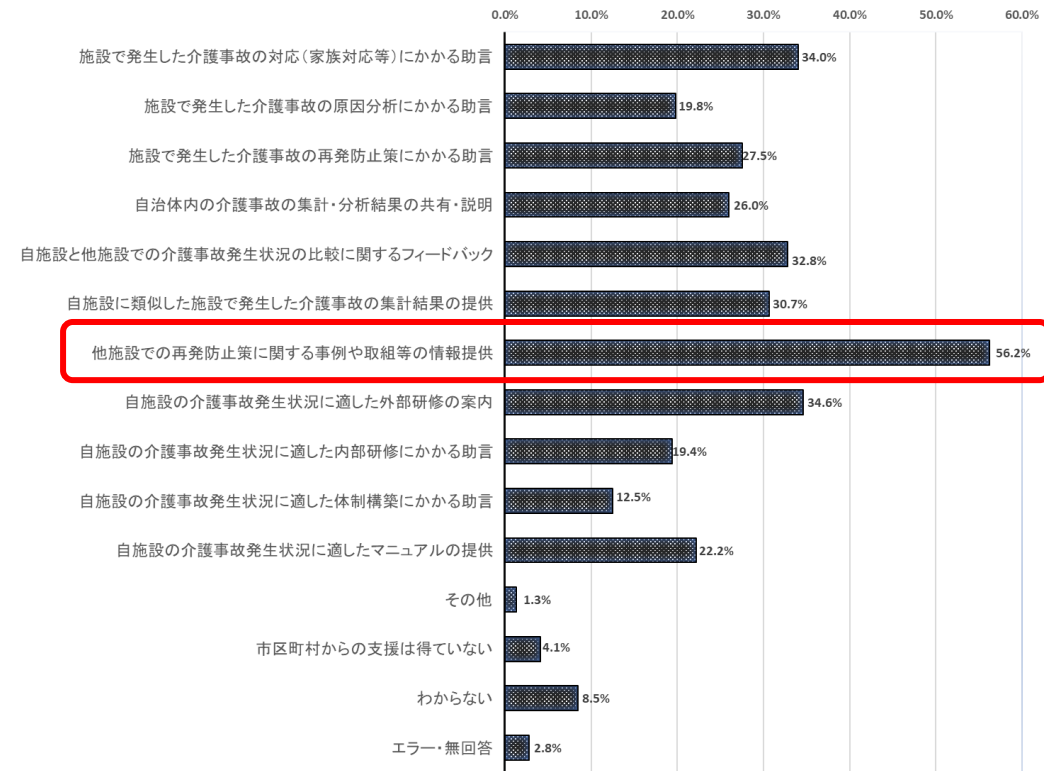
令和4年度改定検証調査（介護保険施設）

- 介護事故防止や再発防止に関する市区町村からの支援について、「市区町村からの支援は得ていない」と回答した施設は59.0%であった。
- 市区町村から得られると有用な支援について、「他施設での再発防止策に関する事例や取組等の情報提供」と回答した施設は56.2%であった。

【市区町村から得ている支援（複数回答）】 n=2,393



【市区町村から得られると有用な支援（複数回答）】 n=2,393



1. 介護現場における安全性の確保の概況
2. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
- ▶ 3. 現状と課題及び論点

介護現場における安全性の確保の現状と課題

現状と課題

- 各サービスの運営基準等において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと規定されている。
- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）については、運営基準において、事故の発生又はその再発を防止するため、①事故発生防止のための指針の整備、②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施、④これらを適切に実施するための担当者の設置をしなければならないこととされている。
- 介護保険制度の見直しに関する意見（以下「意見書」という。）には、介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、事業所における事故発生の防止を推進することが重要であり、全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることが必要であることが盛り込まれた。こうした意見を踏まえ、国としては、事故情報の収集（システム・DB構築）・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルの構築、報告様式の標準化を行うこととしている。
- 居宅・通所サービス事業所等における安全対策の取組状況は、事故発生防止のための指針を「事業所単独で策定している」と回答した事業所が54.5%、安全管理担当者を「事業所単独で配置している」と回答した事業所が52.0%、安全対策委員会を「事業所内のみの単独で設置している」と回答した事業所が40.8%、安全管理に関する職員研修を「事業所内のみの単独で実施している」と回答した事業所が56.6%であった。
- 自治体における居宅・通所系サービスから報告された事故情報の活用状況は、「介護事故報告を提出した事業所に対して指導や支援を行うために活用する」と回答した都道府県が55.3%、市区町村が49.6%であった。

論点

- 介護現場の安全性の確保に関して、介護保険施設のほか、現行運営基準に安全管理措置の規定がない居宅サービス事業所等における実効性のある事故発生予防・再発防止を推進する観点から、どのような方策が考えられるか。